

「市原火力発電所建設計画 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「市原火力発電所建設計画 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書簡にて郵送によりお寄せください。

○意見書の郵送先 〒299-0108 千葉県市原市千種海岸 1 番地
 (東燃ゼネラル石油(株)千葉工場内)
 市原火力発電合同会社 宛

○意見書の提出期限 平成 28 年 3 月 22 日 (火) [当日消印有効]

.....
意 見 書

平成 28 年 3 月 18 日

| 項 目 | ご 記 入 欄 |
|---|---|
| お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕 | 認定 NPO 法人気候ネットワーク 代表 浅岡美恵 |
| ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕 | 〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7 一番町村上ビル6階 |
| 環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の ご 意 見 〔日本語により意見の理由を含め て記載してください。〕 | 石炭火力発電の計画全般について 市原火力発電所計画は、既存の火力発電所のリプレースでは なく、新規建設計画で、 国内の火力発電所建設計画では最大規模になる。 高効率の最新技術 (USC) の利用とはいえ、天然ガスの 約 2 倍もの CO2 を排出し、将来への気候変動への甚大な 環境影響を及ぼすものである。環境の観点から本計画には反 対である。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

注：1.お名前、ご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。
 2.この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。

2. 石炭種について

C02 排出原単位や総排出量、石炭種など、算出の前提となる情報を明示すべきである。発電端効率、送電端効率も環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報である。そのほか、使用石炭種を変える場合、あるいはその可能性があるのであれば、主要産炭地毎の評価を実施すべきである。

3. 二酸化炭素削減の評価手法について

6.2.1 調査、予測及び評価の手法第 6.2-8 表に示された「評価の手法」として「発電所から発生する二酸化炭素に係る排出が、実行可能な範囲で回避又は低減されているか」とあるが、石炭を燃料とすること自体が「実行可能な範囲で回避・低減」できていない。

二酸化炭素の排出が大きい石炭を燃料としない方法にすべきではないか。

4. 「パリ合意」との整合性に関する評価について

昨年 12 月、COP21 において「パリ協定」が合意され、地球の平均気温を 1.5°C/2°C 未満にすることを目指し、今世紀後半には C02 排出が実質ゼロとすることが決まった。この間示された国の削減目標やエネルギーミックスは、「パリ合意」に合うものでもなく、長期目標も示されていないため、今後の見直しが迫られる。

方法書では、「国の『エネルギー基本計画』において、『地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量あたりの単価も化石燃料で最も安い』ことから、『安定供給性と経済性に優れた重要なベースロード電源』と位置づけられており、その開発意義は十分にある」と、国の方針だけを根拠に事業を推進しているが、「パリ協定」をふまえた観点からも環境リスクのみならず、事業リスクもふまえるべきである。評価の手法には、「パリ協定」の批准の観点からも計画を評価すべきである。

5. 複合的周辺環境影響について

計画段階環境配慮書（市原火力発電合同会社）に対する環境大臣意見において、(1) 大気環境①において、「事業実施想定区域の周辺には、他事業者による石炭火力発電所が環境影響評価手続き中であり、大気汚染物質に係る累積的な影響が懸念されることから、今後、可能な限り、環境影響評価図

書等の公開情報の収集を行う等、当該石炭火力発電所との重量を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、大気環境への影響低減のための適切な環境保全の検討。」が求められている。現在、袖ヶ浦市で千葉袖ヶ浦エナジーによる 200 万 kW の石炭火力発電所建設計画のアセスメントの手続きが進められているが、複合的な周辺環境影響についても評価すべきである。

6. 情報公開について

環境アセスメントにおいて公開される資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにするべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。これについては、環境省が平成 24 年「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」において、インターネットでの公表について「法定の公表期間後であっても、対象事業に対する国民の理解や環境保全に関する知見の共有・蓄積といった観点から、インターネットを利用した公表を継続することが望まれます。」と記述しているとおり、継続した情報提供の必要性を示している。さらに、同書では「インターネットにより公表されている環境影響評価図書の閲覧及びダウンロードに要する費用は、無料とします。また、法定期間後も継続してインターネット上で公表する図書など、自主的にインターネットで公表する図書の閲覧及びダウンロードに要する費用も、無料とすることが望まれます。」としているとおり、方法書などの環境影響評価図書のダウンロードを無料で行うことも推奨している。

さらに、インターネットの公表期間を限定し、ダウンロードやコピー、コピー&ペースト機能にも制限をかけているが、地図の引用元である国土地理院が著作権上の問題について「認めるか認めないかは作成者が決めること。承認は必要無い」としており、インターネット上の公開については問題ないはずである。